

専第8号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 428,222円

相手方		事由
氏名	住所	
		大島郡与論町大字茶花の県職員公舎における漏水による事故（物品損傷）